

製造販売後調査 申請手続き

《新規申請時》

新規製造販売後調査は、様式 1 と様式 4 を使用して下さい。
契約書の内容に追記事項がある場合には覚書（書式不問）を作成して下さい。
経費に係る算定基準に関しましては別途お問い合わせ下さい。

新規の場合は事前に治験・臨床研究管理センター宛てに
お電話（Tel 079-294-2251）下さい。

《契約変更時》

契約内容に変更が発生した場合には、様式 2 と様式 5 を提出して下さい。

《副作用・感染症調査申請時》

副作用・感染症調査申請時は、様式 1 と様式 6 を提出して下さい。

《調査終了時》

調査終了時は様式 3 を提出して下さい
支払い手続きは、当院会計課へお問い合わせ下さい。

いずれの場合も **書類記載完成の社印の押印前**に、確認の為、メールで治験・臨床研究管理センターまでお送り下さい。

アドレスは <CHIKEN-KANRI(at)HIMEJI.JRC.OR.JP>です。
全角で記載してありますので全て小文字の半角に置き換えてください。かつ (at) は@に置き換えて下さい

ご不明点があれば治験・臨床研究管理センターまでご連絡下さい。 Tel 079-294-2251